平成２９年（フ）第９５号
千葉県君津市外箕輪４丁目20番29号
債務者　松本　貴志
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第１０３号
千葉県君津市南子安５丁目18番27号
債務者　三宅チトセ
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第３０６号
新潟市南区鯵潟１丁目６番５号　新鯵潟住宅Ｂ棟2103号、前住所新潟市南区味方640番地１、旧住所新潟市南区白根2886番地
債務者　川崎　昭司
1　決定年月日時　平成29年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２１１号
金沢市菊川２丁目７番２号
債務者　木村　悠希
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第８１号
長野県埴科郡坂城町大字南条793番地４
債務者　土屋　利夫
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２９年（フ）第３１０号
岐阜市日野東８丁目２番６号（岐東共栄寮407）、前住所岐阜県揖斐郡大野町大字黒野475番地１
債務者　鶴野　　徹
1　決定年月日時　平成29年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第３１３号
岐阜市加野３丁目２番16―14号（県営加野住宅　H16号棟）、前住所岐阜市上川手358番地１
債務者　加藤　政夫
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第１９６号
静岡県富士市中柏原新田164番地の１　レオパレスメイホワール110号
債務者　コエン　靖
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第７８号
三重県伊賀市上神戸4615番地の254
債務者　輿石　憲一
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２９年（フ）第３０４号
滋賀県野洲市小篠原814番地　清水ハイツ208号
債務者　藤河　美穂
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３１０号
滋賀県栗東市岡193番地１（306号）、前住所京都府南丹市園部町上木崎町宮ノ口１番地１エトワールM203号
債務者　上羽　利沙（旧姓有村）
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３１６号
大津市田辺町８番23号　102号
債務者　仁科　進一
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３２０号
滋賀県栗東市安養寺１丁目11番10―102号ハイツ坪井、前住所滋賀県栗東市安養寺２丁目６番11号
債務者　出来　勝正
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３２３号
滋賀県栗東市笠川83番地２（101号）笠川83番館
債務者　高橋千代美
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第７８０号
広島市安佐北区亀山南３丁目27番50―202号　Ａ　梅林方
債務者　中川　昌子
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１１９号
山口県下関市新地町４番１―201号　市営新地住宅４
債務者　吉田　昭広
1　決定年月日時　平成29年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
山口地方裁判所下関支部破産係